長野県文化芸術振興懇話会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所属•職名等
笠 原 孟	•八十二文化財団常務理事
鎌田信	・画家(洋画) ・信州美術会副会長
倉石 あつ子	・跡見学園女子大学文学教授、部長・長野県文化財保護審議会委員
小 山 利枝子	・画家(現代美術) ・県民文化会館運営協議会委員
笹 本 正 治	·信州大学人文学部教授 ·元 長野県文化財保護審議会委員
田中妙子	·信濃教育研究所部長 ·前 飯山東小学校長
橋本光明	•信州大学教育学部教授(芸術教育)
花岡君江	・母親コーラスまつり運営委員会事務局長
原 久仁男	•木曽広域連合事務局長
福嶋良晶	•松本市 文化振興課長
堀内征治	•長野県合唱連盟理事長
水本一雄	・県民文化会館館長 ・長野県公立文化施設協議会長

[※] 任期は平成20年7月17日から平成21年3月31日まで

長野県文化芸術振興懇話会設置要綱

(設置)

第1 本県における文化芸術の振興について、文化芸術関係者等から広く意見を聴くため、文化芸術振興懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 「長野県文化芸術振興指針」(仮称)の内容に関すること
 - (2) その他文化芸術の振興に関すること

(組 織)

- 第3 懇話会は、委員12名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 文化芸術関係者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 行政関係者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。 ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(座 長)

- 第5 懇話会に座長をおく。
- 2 座長は、委員の中から互選する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6 会議は、知事が召集し、座長が議長を務める。
- 2 座長は、必要あるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、公開とする。

(庶 務)

第7 懇話会の庶務は、企画部生活文化課が行う。

(補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。